福島県内で複数の幼稚園等を運営する申立人が郡山市で運営する幼稚園事業のみを対象にした平成27年8月から平成29年3月までの営業損害(逸失利益)について、申立人の事業全体では原発事故前と比べて売上げが増加しているものの、郡山市の幼稚園事業単体においては、原発事故による同市の乳幼児人口の減少等を原因とする売上減少の継続が認められたことから、同事業のみを対象として営業損害を算定することとした上、原発事故の影響割合を、平成27年8月から平成28年3月までは9割、同年4月から平成29年3月までは5割として算定した損害額の賠償が認められた事例。

## 和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人学校法人X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

## 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記所定の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

営業損害(逸失利益)

自 平成27年8月1日 至 平成29年3月末日

2 和解の金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目(同項所定の期間に限る。)に対する和解金として、合計金500万1608円(内訳は次のとおり)の支払義務があることを認める。

(内訳)

営業損害(逸失利益)

金485万5930円

弁護士費用

金14万5678円

3 支払方法(省略)

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及 ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを 妨げない。
- イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申 立人に対して別途請求しない。

## 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、当事者双方が各1通保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

(仲介委員 斎藤 淳一)

令和2年11月9日